米国ドル建 終身保険

〔無配当〕







あなたの未来を 支え続ける あんしんを。



この保険には、<mark>為替リスク</mark>およびお客さまに <mark>ご負担いただく費用</mark>があります。

詳しくは5・6ページをご確認ください。

外貨建保険にかかる為替相場の変動リスク等やご契約にかかる費用について、動画でもご確認いただけます。



「米国ドル」で準備する、家族のため、自分のための一生涯の保障。



万が一の場合 死亡保険金をお受取りいただけます

例えば、ご遺族の生活資金や死後の整理資金などにご活用いただけます。



最高1,500万円までの死亡保険金を最短でその日のうちにお受取りいただける「死亡保険金即日支払サービス」を ご利用いただけます。

このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。 - 裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。



高度障害状態になられた場合 高度障害保険金をお受取りいただけます

例えば、住宅のバリアフリー化や長期にわたる療養費などにご活用いただけます。



一生涯の保障にかえて 解約返戻金をリタイアメント・ライフに 活用することもできます



不慮の事故により 所定の身体障害状態になられたときは 以後の保険料のお払込みが免除になります



疾病障害による保険料払込免除特約を付加されますと、疾病により所定の身体障害状態になられたときに、以後の保険料のお払込みが免除になります。 ※この特約の付加には別途保険料が必要です。

保障は継続します



急に資金が必要になられた場合 解約返戻金をもとに 契約者貸付制度をご利用いただけます

ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、ご利用いただけない場合もあります。

ご存知 ですか

ご契約にあたりご理解いただきたい公的な制度があります。

▶ 詳しくは3ページの 参考 をご覧ください。

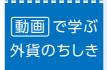
■ なぜ米国ドルなのか?

10年国債利回りで比較すると、米国と日本には金利差があります。

米国と日本の10年国債利回り推移



- ※上記は1993年1月~2024年1月の月初(1日)の利回りをもとに作成しています。
- ※上記は過去の数値を示したもので、将来における利回りを保証または示唆するものではありません。
- (出典) Bloombergの情報をもとにジブラルタ生命で作成



資産形成の手段として、外貨を活用してみませんか

資産形成の手段として外貨を活用することは、どのようなメリットがあるのでしょうか? じょうずに資産をまもり、育てて行くために、外貨を保有するメリットについて、 動画でわかりやすく解説します。





■こんなときにはこんな方法があります。

一時的に保険料の ご都合がつかないとき

> 保険料の 自動振替貸付

保険料のお払込みをやめて、 ご契約を続けたいとき

> 延長定期保険への変更 払済保険への変更

保険料の負担を軽くして、 ご契約を続けたいとき

保険金額等の減額

※ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、お取扱いできない場合があります。



当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内での お取扱いとなります。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や"保険金等をお支払いできない場合"などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。



この保険には為替リスクおよびお客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。

したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お払込みいただいた保険料総額(円)を下回ることがあり、 損失が生じるおそれがあります。

▶ 詳しくは5・6ページの「為替リスクについて」「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

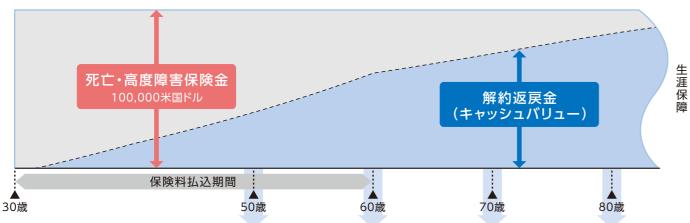
01

一生涯にわたる死亡保障とキャッシュバリューを「米国ドル」で実現した保険です。

●契約年齢(被保険者):30歳(男性) ご契約例 ●保険料払込期間:60歳満了

●保険金額:100,000米国ドル

●保険料(月払・口座振替扱):155.70米国ドル



■解約返戻金の例

払込保険料累計	37,368米国ドル	56,052米国ドル	56,052米国ドル	56,052米国ドル
解約返戻金額	33,680米国ドル	57,350米国ドル	69,130米国ドル	81,290米国ドル

※払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。

この保険の保険料は、2024年3月1日現在における予定利率(年2.75% $^{(*1)}$)およびその他ジブラルタ生命所定の基礎率等を用いて 計算したものです。予定利率とは、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割引く際に用いる利率のことをいいます。なお、 (*1)保険料払込期間が10年未満の場合は年2.5%。 この保険に適用される予定利率といわゆる利回りとは異なります。

■契約年齢範囲・保険料払込期間

保険料が込期間は、年齢または年数で設定しただけます

体 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	- 十图	ካሌ/	_ I & +	一女人(こ言又人	上しい	ار/را	ノム	9 。					
契約年齢範囲						保険	料拉	込其	期間					
(被保険者)	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳	75 歳	80 歳	85 歳		5 年			20 年		30 年
0歳~45歳	•				lacktriangle	•		lacktriangle	•	lacktriangle	lacktriangle		lacktriangle	•
46歳~50歳		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
51歳~55歳							•	lacktriangle	•	lacktriangle	•			•
56歳~60歳							•	•	•	•	•	•		•
61歳~65歳							•	lacktriangle	•	lacktriangle	•			
66歳~70歳							•	•	•	•	•	•		
71歳~75歳											•			

■付加できる主な特約

- ・リビング・ニーズ特約
- •指定代理請求特約
- ・疾病障害による保険料払込免除特約
- ·介護前払特約(*2)
- ・保険金等の支払方法の選択に関する特約(*3)
- (*2)保険料払込期間が終身の場合は 付加できません。
- (*3)ご契約時に付加することはできません。

■保険料例(月払・口座振替扱)保険金額100.000米国ドルの場合

[保険期間:終身 保険料払込期間:60歳満了] 2024年3月1日現在

単位:米国ドル

	契約年齡(被保険者)								
	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	
男性	95.70	110.50	129.60	155.70	193.00	249.20	342.80	528.90	
女性	86.40	99.40	116.60	139.80	172.70	222.30	305.00	469.70	

参考 ご理解いただきたい公的年金(遺族年金・老齢年金)についてご案内します。

万一のことがあったとき、遺されたご家族の

その後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。 遺族年金とは、国民年金または厚生年金保険の被保険者または 被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を 維持されていた遺族が受けることができる年金です。

遺族年金の受給要件等の詳細については、 日本年金機構のホームページ等でご確認ください。→

03



リタイア後の生活を守るための 公的保障として「老齢年金」があります。

老齢年金には、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」があり、 加入している年金の種別によって受給額が異なります。

老齢年金の受給要件等の詳細については、 日本年金機構のホームページ等でご確認ください。→



生きるための 資金

リビング・ニーズ特約を付加されますと、

被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、 リビング・ニーズ特約による保険金を お受取りいただけます。



持約保険料は

必要

ありません

として受取る

療養中の生活費や満足のいく最先端の治療を受けるなど、 人生を自分らしく生きるための資金としてお使いいただけます。

リビング・ニーズ特約による保険金は非課税扱です

介護前払特約を付加されますと、

「保険料払込期間満了後」かつ 「被保険者の年齢が満65歳以上」で

被保険者が所定の要介護状態になられた場合、

で受取る

死亡保険金額の一部を介護年金としてお受取りいただけます。 ※保険料払込期間が終身の場合は、この特約を付加できません。

介護年金は非課税扱です



保険金等の支払方法の選択に関する特約を

付加されますと、保険金または解約返戻金を 年金としてお受取りいただけます。

※解約返戻金を年金でお受取りになる場合は、契約日から5年経過後よりお取扱いします。 ■ライフプランに合わせて年金の種類をお選びいただけます。

詩約保険料 必要 ありません

で受取る

確定年金

一定期間年金をお受取りになれます。年金を受 取る期間を指定する「年金支払期間指定型」と 年金額を指定する「年金額指定型」を選べます。

保証期間付終身年金

生きている限り年金を お受取りになれます。

ご夫婦のどちらか一方が生きて いる限り年金をお受取りになれ ます。

保証期間付夫婦連生終身年金

※上記の年金受取りに加えて、据置受取りもご選択いただけます。

10年確定年金の場合 3ページのご契約例で60歳から年金で受取られる場合

年金基金 57.350米国ドル

年金受取総額約61,300米国ドル 年金額 在全額 在全額 在全額

年余額 年金額 約6,130 約6,130 約6,130 約6,130 約6,130 約6,130 米国ドル 米国ドル 米国ドル 米国ドル 米国ドル 米国ドル 年金受取期間(10年)

- ※例示の年金額は、2024年3月1日現在の基礎率等(予定利率等)に基づき算出したものです。実際の年金額は、年金基金設定時の基礎率等 により新たに計算されますので、経済情勢等により、基礎率等が変更された場合には、例示の年金額を大きく下回る可能性があります。
- ※保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用として、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(*4)(2024年3月1 日現在)を年金支払日の年金原資から控除します。

(*4) 将来変更される可能性もあります。

年金原資・年金の通貨について

ご希望で年金原資を

- 1 「米国ドル」のままにしておくか、
- [2] 「円」に換算するかをお選びいただけます。
- 1 年金原資が「米国ドル」の場合

選択可能

2 年金原資が「円」の場合



▶ 円換算支払特約を活用します。詳しくは5ページをご覧ください。



このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。 裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。

、為替リスクについて (「円」でお取扱いする際の注意事項)

この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに<u>為替相場の変動による影響を受けます</u>。 したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、

お払込みいただいた保険料総額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- ●この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
- ●円で保険料等をお払込みいただく場合の為替レートと

円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれています。 したがって、為替相場に変動がない場合でも、

お受取りになる円換算の金額がお払込みになった円換算の金額を下回ることがあり、

損失が生じるおそれがあります。

「円」でお払込みいただく保険料は、毎回変動(増減)します。

(円換算払込特約)

※円換算払込特約は、 あらかじめ付加されています。

例) 毎月の払込保険料 100 米国ドル



※為替レートの変動を表すイメージ図です。

2 「円」で保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合、 お受取金額は変動します。

(円換算支払特約)

例) 保険金額 100,000 米国ドル

円高	1米国ドル = 70円の時	7,000,000円
1	1米国ドル = 100円の時	10,000,000円
円安	1米国ドル = 130円の時	13,000,000円

3 「円」での貸付金のお受取りまたは元利金のご返済をされる場合、 お受取金額またはご返済金額は変動します。 (円換算貸付特約)

※上記の数値はあくまで為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示であり、実際の数値とは異なります。

〈ジブラルタ生命所定の為替レートについて〉

ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM(*1)を基準としており、為替交換手数料が含まれます。

お客さま		ジブラルタ生命
円で保険料等をお払込みいただく場合	¥	● S TTM + 0.5円 (*4)
※ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTS(*2)を上回るこ	ことはありません	ν.
お客さま		ジブラルタ生命
円で保険金・解約返戻金を お受取り になる場合等	¥	S TTM − 0.01円 (*4)
※ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTB(*3)を下回るこ	ことはありません	ω_{\circ}

- (*1) 銀行間の取引レート(為替相場の基準値)(対顧客電信仲値)
- (*2) 一般的にお客さまが円を米国ドルに換える際のレート(対顧客電信売相場)
- (*3) 一般的にお客さまが米国ドルを円に換える際のレート(対顧客電信買相場)
- (*4) 2024年3月1日現在。将来変更される可能性もあります。
- ※TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。
- ※換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。
- ※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、その日の最初の公示値とします。

✔ 必ずご一読ください

ご契約にかかる費用について

■保険関係費用

お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを 除いた金額が積立金等で運用されます。また、ご契約後も 定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用 等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年 齢等によって異なるため、一律には記載できません。

■外国通貨の取扱いによりご負担いただく 費用

【円で保険料等をお払込みいただく場合の費用】

ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料 (0.5円(*5)/1米国ドル)が含まれています。

【**円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用**】 ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料 (0.01円(*5)/1米国ドル)が含まれています。

【米国ドルで保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必

要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

■保険金・解約返戻金を年金で受取る場合 にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(*5)を年金支 払日の年金原資から控除します。

※保険金等の支払方法の選択に関する特約によるお取扱い

■解約(減額)の際にご負担いただく費用

契約日から経過10年未満かつ保険料払込期間中に解約 (減額)された場合、解約 (減額)する日の責任準備金額から経過年数に応じた所定の金額 (解約控除(*6))をご負担いただきます。

- (*5)2024年3月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。
- (*6)解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険料払込 方法<回数>・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値 や計算方法を記載できません。

〈「円」でお取扱いする場合の為替レートについて〉

特約	対 象		換算基準日	適用する為替レート		
	第1回保険料		保険料払込日(着金日)の前日	円で保険料等を お払込み いただく場合の為替レート		
1 円換算 払込特約	第2回以後の保険料		保険料払込日の属する月の前月末日			
33,21343	前納保険料(*7)		ジブラルタ生命受領日(着金日)	いだにて物口の何日レード		
	死亡保険金·高度障害保険金·解約	返戻金				
	介護前払特約による介護年金					
	リビング・ニーズ特約による保険金		所定の必要書類を ジブラルタ生命にて受理した日の	円で保険金・解約返戻金を		
2 円換算 支払特約	死亡保険金即日支払サービスによ 死亡保険金	3	前日			
	保険金等の支払方法の選択に が	居置期間満了前		お受取り になる場合等の 為替レート		
	関する特約による据置支払 扱	居置期間満了時	据置期間満了日の前日	제명 담 보 기		
	保険金等の支払方法の選択に関する特約による 年金(年金原資が米国ドル建の場合)		年金支払日の前日			
四換算	契約者貸付	借り入れ	所定の必要書類をジブラルタ生命の 本社にて受理した日の前日			
貸付特約	A#J0-R()	返済	返済日の前日	円で保険料等をお払込み		
	自動振替貸付の返済			いただく場合の為替レート		

(*7)将来の保険料の全部または一部を前もってお払込みいただくことができます(前納)。

※上記の換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

「円」でお取扱いする場合の為替レートは、次の方法でご確認いただけます

https://www.gib-life.co.jp/

インターネット(ホームページ)

営業日ごとに、当日午前0時に公開します。

0120-37-2269

0120-78-2269

通話料無料

ジブラルタ生命コールセンター

【受付時間】 平日 ▶ 9:00~18:00 土曜 ▶ 9:00~17:00

募集代理店を通じてご加入されたお客さま ナンバー ジ ブ ロック

一般のお客さま

通話料無料

土曜 ▶ 9:00~17:00 (日・祝・12/31~1/3 を除く)

05

くわしくは・・・



2024.3 改訂

◀ジブラルタ生命用

□ 死亡保険金即日支払サービスについて ▶ 1ページ

このサービスでお受取りいただける死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円(*1)(*2)を上限とするジブラルタ生命所定の金額です。ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によっては、

死亡保険金をその日のうちにお受取りいただけない場合もあります。

□ リビング・ニーズ特約について ▶ 4ページ

- ・余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、ジブラルタ生命の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行なっても余命6か月以内であることを意味します。
- ・ご請求金額は、ご契約の死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者の他のご契約と通算して30万米国ドル以内かつ3,000万円
- 以内(*2)でご指定いただけます。ただし、法人契約でリビング・ニーズ特約の特約保険金受取人が法人(個人事業主を除く)の場合は、ご契約の死亡保険金額の範囲内であれば同一被保険者の他のご契約と通算した支払限度額はありません。
- ・リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者がお受取りになる場合は、所得税法上非課税扱いとなります。(2024年2月現在。将来変更になる可能性があります。)

□ 介護前払特約について → 4ページ

- ・介護年金のご請求は、前払対象保険金額が一被保険者につき30万米国ドル以内かつ3,000万円以内(*2)の介護年金額までご指定いただけます。ただし、主契約の残余保険金額が1,000米国ドルとなる介護年金額までとなります。
- ・介護年金が支払われた場合には、ご請求された介護年金額を基準として請求日におけるジブラルタ生命所定の率および計算方法により計算された保険金額(前払対象保険金額)が、主契約の保険金額から減額されたものとしてお取扱いします。介護年金額は前払対象保険金額よりも少なくなります。
- なお、この減額部分に対する解約返戻金があってもお支払いしません。
- ・ご請求ごとの介護年金額が同額である場合でも、主契約の保険金額から減額される保険金額(前払対象保険金額)は、請求日におけるジブラルタ生命所定の率および計算方法により計算されるため、異なる場合があります。
- ・介護年金は、被保険者が受取人となる場合、所得税法上非課税 扱いとなります。(2024年2月現在。将来変更になる可能性があ ります。)
- (*1)受取人への口座振込の場合。お取扱いの詳細については、ジブラルタ生命にお問合せください。
- (*2) TTM (対顧客電信仲値) で換算した円支払額の上限となります。

お取扱いについて

- ■保険料払込方法<回数> 月払・半年払・年払
- ■高額割引制度について ご契約の保険金額が5万米国ドル以上の場合、保険料の高額割引 制度が適用されます。

■その他

当パンフレットに記載されている主契約および特約はすべて 無配当です。

※ご契約内容について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- ※当パンフレットは主に個人契約のご説明をしています。法人契約の場合やお申込み経路によっては、お取扱内容が異なることがあります。
- ※当パンフレットに記載している税務取扱いは、2024年2月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来変更されることがあります。 個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のご契約にあたっては、必ず保険販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。 生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理 権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が 承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

-般のお客さま **0120-37-2269** (通話料無料)

募集代理店を通じて 0120-78-2269 (通話料無料)

(ジブラルタ生命のホームページ https://www.gib-life.co.jp/)

見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。 <お問合せ先(担当者)>